

## (案)

小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成7年神奈川県規則第56号）新旧対照表

新		旧	
別表第1（第3条、第5条、第7条、第13条関係）		別表第1（第3条、第5条、第7条、第13条関係）	
事項	基準	事項	基準
(略)		(略)	
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下であること。	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下であること。
<u>ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）</u>	<u>0.00005 mg/ℓ 以下であること。</u>	(新規)	
(略)		(略)	